

議案第八十三号

損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

令和七年六月二十五日

提出者 港 区 長                      清                      家                      愛

損害賠償額の決定について

港区（以下「区」という。）は、令和六年十一月十八日港区麻布十番二丁目三番先の特別区道第九百八十八号線道路上において、相手方（株式会社）の普通乗用自動車が停車し、当該普通乗用自動車に乗っていた者が降車した際に、区が設置している街頭設置消火器格納箱に触れたところ、当該街頭設置消火器格納箱が倒れたことにより、当該普通乗用自動車を損傷させた事故に対し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

記

一 損害賠償額                      百九万九千九百七十五円

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十三号の規定に基づき、本案を提出いたします。